

# すべての児童扶養手当の受給者は 8月中に届出が必要です

すべての児童扶養手当受給者は、平成28年8月1日から同月31日までに現況届を役場に来庁して提出する必要があります（提出先：保健福祉課 戸籍福祉グループ）。

また、

- (1) 支給開始月から5年を経過する予定の方（※）
- (2) 支給要件に該当した日の属する月から数えて7年を経過する予定の方（※）
- (3) 認定請求時に児童が3歳未満だった場合は、児童が3歳に達した日の属する月の翌月初日から数えて5年を経過する予定の方（※）
- (4) すでに上記（1）～（3）の期間を経過した方については、一部支給停止適用除外事由届をあわせて提出してください。

なお、提出がない場合は手当額の一部又は全部が停止される場合があります。

ご不明な点は、担当（保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115・告知端末：5-8813）までお問い合わせください。

※平成28年8月から平成29年7月までの間に5年を経過する方が対象です。

## 戦後海外から引き揚げて来られた方々へ

税関では戦後、海外から引き揚げて来られた方々からお預かり致しました、約86万件の下記のような未返還の保管証券類をお返ししております。

- 終戦後、海外から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券。
- 帰国前に樺太（まおが おおぞまり とよさかえ る た か 真岡、大泊、豊栄、留多加など）、満州（しんよう きつりん ぶしゅん あんざん 瀋陽、吉林、撫順、鞍山など）にあった在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券等のうち日本に返還されたもの。

### 【保管証券類とは…】

税関が保管している通貨・証券類とは、日本銀行券（新・旧）、旧日本軍軍票、預貯金証書、国債証書などをいいます。上陸港で引揚者から税関が預かった『上陸港扱いの保管物件』と外地からの引き揚げの際、在外公館又は日本人自治会へ寄託され、最終的に税関に移管された『外地扱いの保管物件』があります。



税関で保管している紙幣

返還の請求はご本人だけでなくご家族の方々でも構いません。『もしかしたら家にも…』とお気付きの方は、お気軽に最寄の税関までお問い合わせ下さい。

稚内税関支署

〒097-0001 稚内市末広5丁目6番1号 電話：0162-33-1075